

働く人と労働基準行政のかかわり

《ワーク・ライフ・バランスの実現》

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向け、労働時間などの見直しを推進しています。

《労災保険による給付》

仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族の方に対して、労災保険による迅速・適正な保険給付などを行う必要があります。

近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えています。精神障害は、仕事の原因であるか否かの判断が難しいことから、専門家による検討会を開催し、労災認定について必要な見直しを行っています。

《職場におけるメンタルヘルス対策》

経済・社会構造が変化する中で、仕事や職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は約6割に達しています。

このような状況から、職場において、より積極的に心の健康の保持・増進を図ることが、重要な課題となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みを推進しています。